

旧宮沖保育所不用品収集運搬及び処分業務 仕様書

1 業務名称

旧宮沖保育所不用品収集運搬及び処分業務

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

3 履行場所及び搬出予定期間

(1) 履 行 場 所 三原市宮沖五丁目5番1号

旧三原市立宮沖保育所

※詳細は「別紙1 図面」参照

(2) 搬出予定期間 契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 廃棄物の種類及び数量

産業廃棄物

種類（品名）、数量及び性状等は「別紙2 廃棄物一覧」を参照すること。

なお、一覧記載のうち、搬出作業までに不用品から除外する必要があることを了承すること。

5 受注者の要件

収集運搬業者は、前項に記載した産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬業の許可を取得していること。

処分業者は、産業廃棄物処分業の許可を取得していること。

6 業務範囲

(1) 旧宮沖保育所の産業廃棄物の収集運搬及び処分までの業務とする。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令に基づき、施設内に残置されている産業廃棄物の収集運搬及び廃棄を適正に実施すること。

7 現地確認

入札に際して、現地確認の日程を別途設定するため、希望する場合は令和5年3月7日（火）午後5時までに担当課へ連絡し、現地確認の時間帯を調整のうえ、職員立ち合いのもとで確認を行うこと。

ただし、現地確認時における口頭での質問には一切回答しないため、質問がある場合は、入札公告6(2)に定める期間内に質問書を提出すること。

なお、現地確認を行わず入札に参加することを妨げない。

8 業者指定届出書（受注者が収集運搬かつ処分を行う場合は不要）

受注者が産業廃棄物収集運搬業者の場合は、廃棄物の積込及び収集運搬のみを行い、その処分については、受注者が処分業者※を指定すること。このことに関して、受注者は、指定の「処分業者指定届出書」にその内容を明示し、提出すること。また、様式は問わないが処分業者の押印のある三原市長（児童保育課）宛の処分費の見積書も提出すること。

なお、産業廃棄物収集運搬業者は処分業者の指定する処分場まで運ぶこととし、積み替え保管は行わないこと。

※処分業者は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの三原市の物品調達競争入札参加資格登録者名簿に登録されている業者に限る。

9 業務報告

受注者は、処分作業が完了したときは、業務終了報告書を提出すること。

なお、報告書には産業廃棄物管理票（マニフェスト）又はリサイクル実施を証するものを添付すること。

1 0 支払条件

別紙「産業廃棄物収集運搬及び業務委託料金の支払い方法に関する覚書(案)」のとおり。

1 1 その他

- (1) 運搬車両への積み込み方法や安全対策等、受注者は発注者と事前に協議し、調整すること。
- (2) 通行人等の安全を十分確保すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、受注者と発注者が協議のうえ、決定する。